



2023年4月14日

各 位

デ ィ ッ プ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 兼 C E O : 富 田 英 揮
(コード番号: 2379 東証プライム)
問 合 せ 先
執 行 役 員 C F O 経 営 統 括 本 部 長 : 新 居 晴 彦
(TEL 03-5114-1177)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行すること及び2023年5月24日開催予定の第26期定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行に必要な変更等を内容とする「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるものです。

(2) 移行の時期

2023年5月24日開催予定の第26期定時株主総会において必要な定款変更について承認を頂き、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。また、経営の効率を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限委任に関する規定を新設するものです。

その他、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2023年5月24日
定款変更の効力発生日(予定)	2023年5月24日

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>4. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者(CEO)を選定することができる。</p>	<p>第1条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び最高経営責任者)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>(削除)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者(CEO)を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第 32 条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 33 条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 34 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 28 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 33 条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u> 第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 .<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 .<u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 36 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 37 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第 38 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 39 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第 40 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 41 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任軽減等)</u> 第 42 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 .<u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 34 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 35 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第 36 条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 37 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 38 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 43 条 ~ 第 45 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 47 条 ~ 第 49 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 39 条 ~ 第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 43 条 ~ 第 45 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>1. <u>当社は、第 26 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>第 26 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以 上